質問書に対する回答

業務名：納税通知書作成等業務委託

NO	資料名	ページ	番号等	質問	回答
1	【別紙2】税目別帳票明細一覧		No12~16	スケジュールの欄にデータ受領日と局出し日に●日頃という表記がありますが、最大何日の猶予がありますでしょうか。また、午前中にデータをもらえるのか等で対応の可否が変わってきますが、スケジュールについて貴市と調整の余地はありますでしょうか。	No.15の督促状は発送期限が当初納期限から30日以内と定められているため、特別徴収は毎月9日まで、その他税目は毎月30日までの納品が必須です。（土日祝日が期限日の場合はその前営業日が期限） また、課税情報の連携日（毎月25日）以降でないと、データ作成ができません。 ※課税情報の連携日につきましては、現行毎月25日ですが、標準化後は変更される可能性もございます。ご了承ください。 No.12-14.No16は調整可能です。 全てデータ受け渡し日の朝には受け渡し可能です。